

第2期田原市障害者計画（案）の概要

（第2期障害者計画及び第4期障害福祉計画）

田原市障害者計画とは

この計画は、障害のある人もない人もいきいきと輝き、お互いのかかわりの中で活力を身につける共生のまちづくりを進めるため、障害者基本法に定められる「障害者計画」と障害者総合支援法※1に定められる「障害福祉計画」を一体的に策定するものです。

～障害福祉に関する法の変遷～

平成19年の「障害者の権利に関する条約」署名以降（平成26年2月批准）、わが国の障害福祉施策に関する法令は大きく変化しています。

平成23年4月には「障害者基本法」改正、平成24年10月には「障害者虐待防止法※2」施行、平成25年4月には「障害者優先調達推進法※3」、「障害者総合支援法（障害者自立支援法の改正）」の施行及び同年5月の「公職選挙法」改正（成年被後見人の選挙権の回復）さらに平成28年4月には「障害者差別解消法※4」が施行され、国全体で権利意識が高まるよう取組みが進められています。

1 基本的な考え方

本市においても、田原市の「みんなが幸福を実現できるまち」を目指し、障害がある人の権利に関する理解が浸透し、差別や偏見のない、障害の有無に関わらずあらゆる分野の活動に関する機会が確保された「共生のまち」の実現を目指す必要があります。

基本理念

お互いが大切な人と認めあい、共に育ち、共に暮らすまち

2 計画期間

平成27年度～平成29年度（3年） 平成29年度中に再度見直しを行います。

3 計画の基本的な視点

上位計画である総合計画及び地域福祉計画また他の関係計画との整合性を図り、5つの基本的な視点により分野別施策の方針を定めます。

基本的な視点

- 自己決定の尊重と意思決定の支援・・・（わたしが選び、わたしが決める）
- 当事者本位の総合的支援・・・（切れ目ない支援を行う）
- 障害特性に配慮した支援・・・（障害の特性を理解しよう）
- バリアフリーの推進・・・（だれもが利用しやすく）
- 総合的かつ計画的な取組の推進・・・（みんなで考え、みんなが進める）

4 田原市障害者自立支援協議会（策定委員会）

◇委員 31名（当事者団体、地域関係団体、障害福祉関係団体、国県機関、その他）

◇策定スケジュール

平成26年	障害者自立支援協議会（現状と課題の提示）
7月24日	市役所庁内ワーキング会議（障害者差別解消法等周知・素案検討）
10月20日	事業所報告会（各事業所の長期目標・短期目標等の報告・共有）
12月1日	当事者団体等ヒアリング
12月17日	障害者自立支援協議会（素案提示）
平成27年	
1月9日～2月10日	パブリックコメント
3月頃	障害者自立支援協議会（計画策定）

5 分野別施策の内容（案）

(1) 生活支援（第4期田原市障害福祉計画）	（毎年評価点検実施） 成果指標あり	(4) 就労・雇用
相談支援体制の充実		障害者雇用の促進
福祉サービスの充実		福祉的就労環境の充実
障害児支援の充実		(5) 生活環境
サービスの質の向上	障害者に配慮したまちづくりの推進	
人材の育成と確保	情報を得やすくするための取組み	
(2) 保健・医療		行政サービスにおける配慮
医療機関等との連携		(6) 安心安全
障害者の健康づくりに関する取組み		防災対策の推進
こころの健康に関する取組み		防犯対策の推進
障害者の医療に関する取組み		消費者被害の防止
(3) 教育・文化・芸術・スポーツ		(7) 差別解消・権利擁護
インクルーシブ教育に関する取組み		障害者差別解消の推進
切れ目ない支援体制の構築		虐待防止の推進
文化芸術、スポーツ振興に関する取組み		権利擁護の推進

6 関係法令

障害者基本法
障害者総合支援法※1
児童福祉法

脚注 ※1 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」
※2 「障害者の虐待防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」
※3 「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」
※4 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」